

別表 1 2 - a (認定品目：土木建築用プラスチック資材(a 木材・プラスチック再生複合材))

認定基準	
項目	基準
①対象資材	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源として再・未利用木材（間伐材を含む）及び廃プラスチックを使用していること。 製品の用途分野及び主な用途は、JIS A 5741 の区分に基づき、それぞれ別表 1 2 - a - 1 のとおりとする。
②品質性能	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての項目に適合していること。 <ul style="list-style-type: none"> a 外観 外観は、「c - 1 外観試験」によって試験を行い、使用上有害な汚れ、きず、反り、ねじれ、異物の混入、欠け、ひび、割れ、貫通する裂けなどがあってはならない。 b 性能 性能は、「c - 2 性能試験」によって試験を行い、JIS A 5741 の8（品質）に適合すること。 c 試験方法 <ul style="list-style-type: none"> c - 1 外観試験 外観試験は、目視により行い、使用上有害な汚れ、きず、反り、ねじれ、異物の混入、欠け、ひび、割れ、貫通する裂けなどの有無を調べる。 c - 2 性能試験 素材性能試験については、JIS A 5741 の9.4（基本物性試験）a～gによる。実大性能試験については、JIS A 5741 の附属書A（木材・プラスチック再生複合材の実大性能）による。 使用する再・未利用木材のうち建築解体木材を原料として使用する製品にあつては、防腐・防蟻・防虫処理が施された木材を排除すること。
③再生資源の含有率	<ul style="list-style-type: none"> 再生資源である再・未利用木材及び廃プラスチックの合計重量が、製品重量の40%以上であること。 環境負荷低減等の効果が認められるものについては、この含有率の限りではない。
④環境安全性	製品の試験結果が、JIS A 5741 の8.3（安全性）に適合すること。
⑤品質管理	公的規格等取得工場又はISO9001認証取得工場で製造等がなされ、当該規格等に沿った品質管理がなされること。
⑥環境負荷	再生資源を含有しない製品を使用した場合に比べ、別表 1 2 - a - 2 に示す項目について、総合的に環境負荷が増大しない、又は環境負荷低減効果があること。

別表 1 2 - a - 1 主な用途による区分

用途分野 (記号)	主な用途	用途の 記号	説明
エクステリア (E X)	デッキ材、歩道用床版材、ベンチ材 ルーバー材、フェンス材、門扉材、バル コニー材、テラス材、パーゴラ材、型枠	1	屋外で、人の歩行など、比較的大きな外力を受けることを考慮したところに用いるもの。
	造作材、化粧材	2	屋外で、人の歩行などによる外力を受けないことを前提としたところに用いるもの。
インテリア (I N)	フローリング材	1	屋内で、人の歩行など、比較的大きな外力を受けることを考慮したところに用いるもの。
	造作材、化粧材	2	屋内で、人の歩行などによる外力を受けないことを前提としたところに用いるもの。

別表 1 2 - a - 2 環境負荷増減状況

	段階	新材製品との比較内容
環境負荷 増減検討 項目	製造	ア 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大していないか。
	流通	イ 新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質等による環境負荷を与えないか。
	使用消費	ウ 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵等として排出される可能性はないか。
	廃棄	エ 廃棄時に新材による製品に比べ処理困難物とならないか。埋立等により生態系の破壊を引き起こさないか。
	再リサイクル	オ 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取組は実施しているか。 カ 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。